エコアクション21

環境経営レポート

令和３年９月～令和４年８月

令和４年11月２０日

有限会社　みどり清掃

環　境　経　営　方　針

【企業理念】

当社は、一般廃棄物・産業廃棄物、中間処理業を通じて、地域住民の生活文化の向上に協力するとともに、環境型社会形成の一躍を狙い、地球に優しい環境の保全と環境に配慮した事業活動を継続的に取り組み資源を大切に誠心誠意で奉仕する社会を作ります。

【行動指針】

基本理念に基づき、当社は以下に掲げる事項について、行動指針として積極的に推進いたします。

1,　当社の事業活動において、EA21 の活動により、環境の保全活動に取り組み、環境経営の継続的改善を推進します。
2,　二酸化炭素排出量の削減、廃棄物排出の削減、排水量の削減を目標に定めに取り組みます。
3,　グリーン購入の推進に取り組みます。
4,　収集運搬車両使用にあたっては、環境配慮を推進いたします。
5,　当社に適用する環境関連法規、徳島県条例を順守します。
6,　廃棄物のリサイクル率の向上を推進します。
7,　地域清掃活動を行います。
8,　排出事業者への信頼性を向上させます。
9,　環境経営の継続的改善に取り組みます。
10,　環境経営の取組について今後、ＳＤＧｓの視点に立った取組を展開します。

平成２８年１０月１日

改定日　　令和３年９月１日

有限会社　みどり清掃

代表取締役　岡山　篤史

会社の概要

1,　事業者名
有限会社　みどり清掃
代表取締役　岡山　篤史

2,
所在地
本社　　〒770-0053　徳島市南島田町3丁目21番地の1(登記上の本社)
営業所　　〒770-0064　徳島市不動西町２丁目1534番地の３
本社は営業活動をしていない。営業所が実質的な本社機能を有している。

3,　設立及び資本金
設立　　平成３年６月20日

4,　資本金　　300万円
売上高　　２億4000万円(令和３年度)

5,　環境管理責任者及び連絡先
環境管理責任者　岡山　由香
担当者　　藤田　美香
連絡先　　TEL　088-632-9288

6,　　FAX　088-632-5554

7,　事業規模

規模	単位	令和１年度	令和２年度	令和３年度
売上高	100万円	240	238	240
従業員	人	22	22	21
営業所床面積	㎡	476	476	476

8,　事業内容
一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の中間処理、
一般廃棄物の再生利用

9,　許可関係
許可年月日：平成21年　５月19日　許可の有効年月日：令和６年　５月17日
破砕　　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　(加圧圧縮の前処理に限る)、木くず、
加圧圧縮　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
・産業廃棄物収集運搬業　徳島県許可番号　3610013376
許可年月日　：平18年12月28日　　許可の有効年月日　：令和５年12月４日

⑴　積替え：　あり

面積　：　33.0 ㎡　　保管上限　：33.0 ㎡

積替え又は保管を行う　産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

⑵　取り扱う産業廃棄物の種類：燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）　及び陶磁器くず、がれき類

・一般廃棄物処理業（収集運搬）　　北島町　清許第　26 号

許可年月日：令和４年　４月　１日　　許可の有効期限　：　令和６年　３月 31 日

取扱い廃棄物の種類：　ごみ・粗大ごみ

・一般廃棄物処理業（収集運搬）　　松茂町　清許第　５号

許可年月日：令和４年　４月　１日　　許可の有効期限　：　令和６年　３月 31 日

取扱い廃棄物の種類：　ごみ・粗大ごみ

・一般廃棄物処理業（収集運搬）　　藍住町　清許第　６号

許可年月日：令和４年　４月　１日　　許可の有効期限　：　令和６年　３月 31 日

取扱い廃棄物の種類：　ごみ・粗大ごみ

・一般廃棄物再生利用業　　徳島市指令環第 127 号

許可年月日：令和４年　４月　１日　　許可の有効期限　：令和　６年　３月 31 日

・一般廃棄物再生利用業　　藍住町第 2-1 号

許可年月日：令和４年　５月 24 日　　許可の有効期限　：令和　４年　５月 23 日

・一般廃棄物再生利用業　　北島町第 26 号

許可年月日：令和４年　４月　１日　　許可の有効期限　：令和　６年　３月 31 日

・一般廃棄物再生利用業　　松茂町第　８号

許可年月日：令和４年　３月　11 日　　許可の有効期限　：令和　６年　３月 10 日

取扱う一般廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くずを破砕圧縮し、RPF（固形燃料）生産し、ボイラー燃料として販売する。

①　収集運搬車両

運搬車の種類	空車重量（t）	台数	車番
アーム・ロール	4.9	1	徳島 130 せ 11-77
３トンパッカー車	6.3	1	徳島 800 さ 12-61
４トンパッカー車	6.28	1	徳島 830 さ 22-33
３トンパッカー車	5.88	1	徳島 830 さ 11-83
４トンパッカー車	6.28	1	徳島 830 さ 22-88
３トンパッカー車	5.09	1	徳島 830 さ 22-00
2tパッカー車	4.45	1	徳島 830 さ 22-55
〃	4.47	1	徳島 830 さ 22-11
〃	4.44	1	徳島 830 す 98-96
〃	4.31	1	徳島 830 せ 53-53
〃	4.36	1	徳島 830 す 18-42
〃	4.09	1	徳島 830 さ 11-33
軽四貨物車	0.96	1	徳島 483 あ 46-29
〃	0.96		徳島 480 す　・124

② 産業廃棄物中間処理施設

・破砕施設 （廃棄物の種類は前記による）

処理能力 ：4.16t/日（8 時間、0.52t/h）

処理能力 ： 3.8t/日（8 時間、0.475t/h）

・加圧圧縮施設

処理能力 ：4.03t/日（8 時間、0.504t/h）

10， 処理工程

破砕処理及び加熱圧縮

収集運搬 ➡ 手選別➡ （紙くず、木くず、廃棄物の種類）➡一次破砕➡3 品目混載➡ 二次破砕➡加熱圧縮➡固形燃料（RPF）➡出荷

11， 処理実績

収集運搬した廃棄物（一般） 4、264 トン （令和 3 年度）

12， 収集運搬した廃棄物（産廃） 1、168 トン （令和 3 年度）

処理した産業廃棄物（中間処理） 903 トン （令和 3 年度）

13， 廃棄物処理料金 別途協議

14， 組織

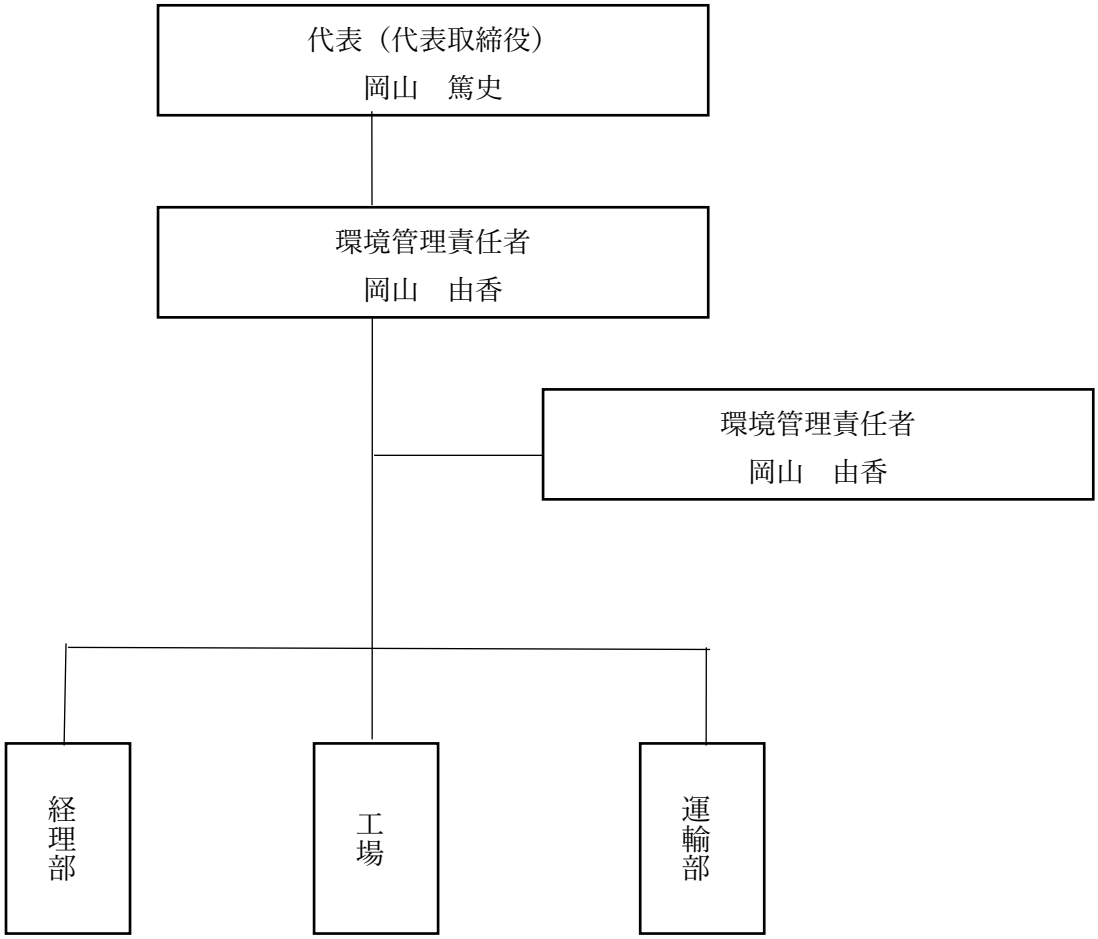

□認証・登録の対象組織・活動（全組織・線活動を対象とする）

登録組織名 有限会社 みどり清掃

関連事業所 なし

活動 廃棄物の収集運搬及び中間処理（破砕・加熱圧縮）

15,　環境経営目標

項目	平成27年度から平成29年度の実施値平均値(基準値)	令和２年度基準値の-3%	令和３年度基準値の-4%	令和４年度基準値の-5%	令和５年度基準値の-6%	令和６年度基準値の-7%
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	298320	289370	286387	283404	280421	277438
電力使用料(kw/年)	134896	1276712	1263550	1250338	1237226	1224064
燃料(ｶﾞｿﾘﾝ・軽油・灯油)(ℓ/年)	87461	84837	83963	83088	82213	81339
廃棄物のリサイクル推進(%)	79.9	82.3	83	83.9	84.7	85.5
一般廃棄物(トン/年)	0.34	0.3298	0.3264	0.3230	0.3196	0.3162
水の使用量(トン/年)	2905	2818	2789	2760	2731	2702
紙資源の削減(枚/年)	4422	4289	4245	4201	4157	4113
タイヤ空気圧の点検(%)	100	100	100	100	100	100
クリーン購入(品/年)	0	6	6	6	6	6
地域清掃(回/年)	6	6	6	12	12	12

目標値の見直し 実態に合わせるため平成 30 年度より平成 27 年度から 29 年度の実績平均値を基準値にして毎年 1% 削減とした。電力使用量の単位は kw／年、燃料使用量は ℓ／年に変更した。廃棄物リサイクル率は 毎年 1%増にしています。紙資源使用量は実態に合わせて毎年 1%減の目標値に見直しています。

□令和 2 年度の環境経営目標とその実績(令和 2 年 9 月～令和 3 年 8 月)

項目　　本社事務所	目標	実績	評価
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	286387	316528	○90.5%
電力使用量(kw/年)	1263550	147614	○86.1%
燃料(ｶﾞｿﾘﾝ・軽油・灯油)(ℓ/年)	83963	90562	○　93%
廃棄物のリサイクル推進(%)	83.1	72.2	◎115%
一般廃棄物削減(kg/年)	320	193	◎165%
水の使用量削減(トン/年)	2789	2771	◎101%
紙資源の削減(枚/年)	4245	19357	×　22%
タイヤ空気圧の点検(%)	100	100	◎100%
地域清掃(回/年)	6	12	◎200%

購入電力の排出係数は四国電力の 0.574（kg—CO2／kwh）

評価は ◎100%以上 ○85%~99% △60%~84% ×60%未満 廃棄物のリサイクル率は中間処理後の［再資源化量／中間処理後の処分量合計×100%］とする。

□評価(原因と対策 今後どうするのか)

・燃料使用量削減が未達成となった。収集運搬ルートの短縮に取組んで削減していく。

・廃棄物の分別を適正に行い、リサイクル率の向上に努める。

・アイドリング防止、タイヤ空気圧の点検を今後も継続実施していく。

・水使用は地下水であるが、節水できている。

・紙資源の削減は、実態に合うよう目標値を見直した。裏紙使用等の徹底で使用枚数を削減する

14.環境経営計画書　（令和3年度）

（R3.9～R4.8）

重点テーマ	具体的項目	担当者（部の責任者）	スケジュール 9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	達成状況 12	3	6	9	評価・指示（評価・指示は環境管理責任者が9月に行い）
環境目標	・二酸化炭素排出量削減（電気・燃料）	環境管理責任者	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・二酸化炭素排出量については目標達成しているが収集運搬車両の燃料が増加した。収集ルートの合理化を図る。
	・廃棄物のリサイクル率促進		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	
	・一般廃棄物排出量削減		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	・廃棄物のリサイクル率は目標達成している。分別を徹底していく。
	・水使用量削減		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	
	・紙資源の削減		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	×	×	×	×	・不必要なコピーの削減を行うこと。
	・グリーン購入		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・請求書が手書きからコピー機発行に変わった為コピー用紙の増加。
	・地域清掃		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	◎	○	○	・毎月会社周りのゴミひろいと、除草。
電力使用量の削減	・空調温度設定　夏28°C　冬22°C	経理部 工場部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・事務所の節電取り組みはできている。
	・休憩時間の消灯		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	・工場内処理施設の節電に心掛けること。
	・節電シールの貼付		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・節電シールの活用。
燃料使用量の削減	・アイドリングストップの徹底を行う	運輸部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	△	△	△	・タイヤの空気圧の確認は実施している。
収集運搬車両使用にあたり配慮	・タイヤ空気圧の点検		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・収集運搬車のアイドリング防止を徹底すること。
廃棄物のリサイクル率推進	・紙くず.木くず.廃プラスティックの分別の徹底	工場部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	・分別ハンドブック作成活用する事により便利になつた。
一般廃棄物の削減	・分別の徹底	経理部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	・概ねできている。
水使用量削減	・こまめに蛇口をしめる	運輸部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	×	・ストッパーの故障により夏にとりはずした。
	・洗車蛇口にストッパーを付ける		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・洗車時に確認をする。
紙資源の削減	・裏紙利用の励行	経理部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	△	○	○	・裏紙使用とミスコピーの削減を行うこと。
	・ミスコピーの削減		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	△	○	○	○	
グリーン購入	・事務用品から購入する	経理部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	○	・購入できている。
地域清掃	・清掃美化活動を推進する	工場部・運輸部	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	・清掃活動の実施はできている。

達成状況	
◎	十分できている
○	ほぼできている
△	まだ不十分である
×	できていない

16.環境関連法規等の厳守チェック表

法令データ提供システム
調査先:地方自治体窓口
改訂日:令和3年8月31日
作成者:　岡山　篤史

遵守チェック担当者	チェック実施日
環境管理責任者	R4.8.31
環境事務局	R4.8.31

遵守確認者:環境管理責任者　岡山　由香
遵守評価実施日:令和4年8月31日

区分	法令又は条例	法律	条例	規制内容(概要)	制定	改定	遵守チェック
廃棄物	廃棄物処理及び清掃に関する法律　産業廃棄物	○		・委託契約の締結、許可書の確認 ・産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書及び許可書のコピーの携帯義務 ・マニフェスト交付と5年間の保管義務 ・マニフェスト交付状況報告(毎年6月までに県に報告) ・B2,D票から90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)E票180日以内に送付されない場合は30日以内に都道府県知事に報告 ・野外焼却の禁止 ・積み上げの高さ厳守、雨、風、悪臭の発生の防止、保管場所の掲示 ・廃棄物の飛散、流出防止 ・騒音、振動などの生活環境への必要な措置	昭和45年 法律第137号	平成29年6月16日 法律第61号	レ
	廃棄物処理及び清掃に関する法律 一般及び産業廃棄物		○	・燃やすごみ、燃やさなごみ、缶、ペットボトルプラスチック等、分別排出	徳島市		レ

区分	法令又は条例	法律	条例	規制内容（概要）	制定	改定	遵守チェック
リサイクル	特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）	○		・特定家庭用機器（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫の適正処分	平成10年 法律第97号	平成29年6月16日 法律第61号	レ
化学物質	フロン排出抑制法	○		・解体前に設置有無の自前調査 エアコン、冷蔵・冷凍庫機器等 ・委任確認書、引取証明書の受理と写しの保管（3年間） ・第1特定製品のフロン漏洩簡易点検（3ヵ月毎に1回） ・機械破棄の場合、フロン類の破棄業者への引渡し義務	平成13年 法律第64号	令和1年6月5日 法律第39号	レ
水質汚濁	浄化槽法			・浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排出禁止 ・排出水の法定検査（年1回）、保守点検、清掃実施	昭和58年 法律第43号	平成26年6月13日 法律第69号	レ
環境一般	グリーン購入法			・できる限り環境物品を購入する。	平成12年 法律第100号	平成27年9月11日 法律第66号	レ
大気汚染	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （オフロード法）			・平成18年10月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ・国土交通省直轄工事 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則	平成17年5月 25日 法律第51号	平成29年5月31日 法律第41号	レ
徳島県条例	徳島県生活環境保全条例			・粉じん対策 ・振動・騒音対策 ・アイドリング防止努力義務 ・家電リサイクルの推進	平成17年3月 30日 徳島県条例 第24号		レ
消防法	徳島市火災予防条例			指定可燃物の貯蔵　　RPF、廃プラ 消火器の設置、火気厳禁表示	昭和37年4月 1日　第15号		レ

18.代表者による全体の評価と見直し記録

代表者
岡山　篤史
代表取締役

令和4年11月20日

見直しに必要な情報		変更の必要性の有無・指示事項
（環境経営管理責任者の報告）	（環境経営管理責任者のコメント・提案）	（代表者）
［取組状況の評価の結果］ ・法的要求書事項の順守状況 ・是正及び予防処置の状況 ・前回までの指摘事項の改善他 ・関連法志厳守　苦情　訴訟なし ・是正及び予防措置	〚環境経営方針］ ・二酸化炭素削減、廃棄物排出量の削減排水量の削減、廃棄物のリサイクル率の向上に取組、継続的に温暖化防止、環境型社会に貢献できている。	［環境経営方針］ EA21の取組を通じて従業員が環境意識を高め、一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬、処理業において地域住民の生活文化の向上に協力するとともに、環境型社会形成の一躍を狙い、地球に優しい環境の保全と環境に配慮した事業活動を継続的に取り組み排出事業者への信頼性を向上させること。 変更の必要性　：　有　無
［目標の達成度］ ・二酸化炭素排出量　◎122.6% ・電力使用量　◎100.1% ・燃料使用量　〇91.6% ・廃棄物リサイクル　◎110.9% ・一般廃棄物　◎157.1% ・水使用量　〇99.2% ・紙使用量　◎100.1% ・タイヤ空気圧の点検　◎100% ・グリーン購入　◎100% ・地域清掃　◎100%	［目標］ ・目標は概ね達成した。収集運搬者の燃料削減については、事前に効率良いルートで選定が必要	［目標・環境経営計画］ ・収集運搬車の燃料削減については、アイドリングストップ、収集運搬ルートの短縮を図り無駄をなくす。 ・廃棄物の再資源化を通じて地域社会及び排出事業者からの信用・信頼を確保していく。 変更の必要性　：　有　無
［周囲の変化状況］ ・外部コミュニケーション ・法的要求事項の動向他 ・環境についての苦情、要望はなし	［システムの各要素］ ・システムの理解と行動が求められる。	［実施体制］ 現在の体制で取り組んで行く 変更の必要性　：　有　無 ［経営システムの各要素］ 経営システムの理解を深め、全従業員が環境に対する意識を高めて取り組んで行くこと。 変更の必要性　：　有　無